

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年3月7日（平成29年（行情）諮問第83号）

答申日：平成30年1月31日（平成29年度（行情）答申第447号）

事件名：「部隊行動基準の適用のための手続等について（通達）」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「部隊行動基準の適用に関する事項（『部隊行動基準の作成等に関する訓令』第8条）に該当するもの全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「部隊行動基準の適用のための手続等について（通達）（防運企第2296号。18.3.27）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年12月19日付け防官文第21149号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）不開示処分の対象部分の特定を求める。

総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において審査請求人は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。したがって不開示部分を直接指さして特定するという方法が採れないため、本決定における特定の仕方では不十分である。

何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされない審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること、及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。

##### （2）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

##### （3）本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法9条1項の規定に基づき、平成28年12月19日付け防官文第21149号により法5条3号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

#### 2 法5条該当性について

本件対象文書の1枚目ないし5枚目のそれぞれの不開示部分については、部隊行動基準の適用に関する記述が含まれており、これを公にすることにより、部隊行動基準の具体的な手続きが明らかとなり、自衛隊の運用要領が推察され、以後の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し不開示とした。

#### 3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。」として、不開示部分の特定を求めるが、原処分において、平成22年度（行情）答申第538号において示された「不開示部分の位置を文書名で特定」し、平成28年12月19日付け防官文第21149号により通知している。
- (2) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分の取消しを主張するが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (3) 審査請求人は「国の解釈によると、『行政文書』とは、『開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの』（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。」として、本件対象文書の電磁的記録についても特定を求めるが、本件対象文書は紙媒体しか保有しておらず、本件審査請求を受け、確実を期すために行った再度の確認においても、電磁的記録の存在を確認することはできなかった。

(4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |               |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年3月7日  | 諮問の受理         |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月21日      | 審議            |
| ④ | 同年12月12日   | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 平成30年1月29日 | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、部隊行動基準の作成等に関する訓令（平成12年防衛庁訓令第91号。以下「基準作成訓令」という。）8条に該当する文書である。

審査請求人は、原処分の取消し及び本件対象文書の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

##### 2 部隊行動基準について

基準作成訓令によれば、部隊行動基準とは、状況に応じて自衛隊の部隊等に示すべき基準をまとめたものであって、行動し得る地理的範囲、使用し又は携行し得る武器の種類、選択し得る武器の使用法その他の特に政策的判断に基づく制限が必要な重要事項に関する基準を定めたものであり（2条2項）、部隊行動基準の適用とは、特定の状況において、部隊行動基準の必要な部分を特定し、その効力を発生させることにより、部隊等が取り得る対処行動の限度を確定させることをいう（8条）。

##### 3 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は、紙媒体の文書であり、国の安全に係る秘匿性の高い内容が記載されていることから、関係職員以外に知らせてはならないものとして、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下「秘密保全訓令」という。）16条1項に基づき、秘に指定されており、秘の登録番号及び文書番号を登録した上で厳重に管理されている。

イ 本件対象文書の原稿である電磁的記録については、防衛省内部部局内の決裁を受け、本件対象文書が完成し秘の指定がなされた後、情報

流出の防止等，情報保全の観点重視し，速やかに廃棄した。

ウ 原処分に当たり，念のため，防衛省内部部局において，書庫，倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが，本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

エ 本件審査請求を受け，確実に期すために再度上記ウと同様の探索を行ったが，本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

- (2) 諮問庁から秘密保全訓令の提示を受けて確認したところ，その内容は諮問庁の上記(1)の説明のとおりと認められること及び本件対象文書には「秘」の表示があることを踏まえると，本件対象文書の原稿である電磁的記録については，情報保全の観点重視し，本件対象文書が完成し，秘の指定がなされた後，速やかに廃棄した旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然，不合理とはいえず，他に当該電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから，防衛省において，本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

#### 4 不開示情報該当性について

本件対象文書において不開示とされた部分には，部隊行動基準の適用のための手続等についての具体的な運用要領が記載されていることが認められる。

部隊行動基準の適用とは，上記2のとおり，特定の状況において，部隊行動基準の必要な部分を特定し，その効力を発生させることにより，部隊等が採り得る対処行動の限度を確定させることであるから，当該不開示部分のうち，別紙に掲げる部分を除く部分は，これを公にすると，自衛隊の部隊等の行動及び運用要領が推察され，悪意を有する相手方をして，その対抗措置を採ることや弱点を狙うことを容易ならしめるなど，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ，ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから，法5条3号に該当し，不開示としたことは妥当である。

しかしながら，別紙に掲げる部分は，他の開示部分から容易に推測ができる記載であり，かつ，一般的な記載にとどまることから，これを公にしても，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ，ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないことから，法5条3号に該当せず，開示すべきである。

#### 5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別紙に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙に掲げる部分は同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙（開示すべき部分）

1 枚目の「2」の不開示部分